

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 様

平成21年2月12日

提出者 北海道社会保障推進協議会  
住所 札幌市北区北1本条西3丁目 1-12  
代表者 黒川 一郎



## 後期高齢者医療の資格証明書発行に関する陳情書

### 1. 陳情の要旨

後期高齢者から医療を奪う資格証明書を発行しないよう国に意見書を提出して下さい。

### 2. 陳情の理由

後期高齢者医療制度がスタートして間もなく1年がたとうとしていますが、この間、後期高齢者医療制度への国民・高齢者の怒りは、かつてない規模で全国に広がり、マスコミも巻き込み、政治をも動かすほどです。

制度施行からわずか半年の間に、差別医療の典型である後期高齢者の診療報酬の凍結をはじめ、保険料引上げの凍結や軽減策、保険料徴収の年金天引きか口座振替かの選択制など相次いで、「見直し」が行われてきました。

しかも、その間にいったん成立した法律の廃止法案が参議院を通過し、現在は、制度の廃止をめぐって衆議院で継続審議となっているという前代未聞ともいいうべき事態となっています。

こうしたなか深刻な問題として、今年4月以降「一年以上の保険料滞納」によって、75歳以上のお年寄りから保険証を取り上げる資格証明書の発行が生じかねません。

厚労省の調査では、年金から天引きされていない普通徴収の後期高齢者8・4%が滞納しているといわれ、推計すると滞納者は10数万人にのぼる可能性があります。

この普通徴収者は、無年金、低年金の高齢者です。さらに、高齢による認知症など要介護状態にある方や複数の病気で治療中の高齢者がたくさんいます。

こうした高齢者に対して、資格証明証を発行するというのは、まさに「死ね」と言うことと同じではないでしょうか。

つきましては、医療を奪う保険料滞納者への資格証明書発行をやめるよう国に対し意見書を提出していただくよう陳情いたします。

以上

